



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年1月14日金曜日 第1624号

◇ 目 次 ◇

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則.....	19
愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....	20

告 示

新たに生じた土地の確認（今治市）.....	26
町の区域の変更（ " ）.....	26
新たに生じた土地の確認（上浦町）.....	26
字の区域の変更（ " ）.....	26
新たに生じた土地の確認（関前村）.....	26
字の区域の変更（ " ）.....	26
新たに生じた土地の確認（関前村）.....	26
字の区域の変更（ " ）.....	27
医療機関の指定.....	27
指定医療機関の廃止の届出.....	27
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	27
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	28
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....	28
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	29
指定介護機関の廃止の届出.....	29
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	29
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	30
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	30
新たな土地改良事業の施行の認可（4件）.....	30
村営土地改良事業の施行の同意.....	31
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	31
土地改良区の交換分合計画関係書類の縦覧.....	31
保安林の指定の解除.....	31
保安林の指定施業要件の変更.....	31
加入区の設定（養殖共済）.....	31
愛媛県土木費補助規程の一部改正.....	32
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	32
愛媛県工事検査規程の一部改正.....	32
道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....	32
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	32
道路の区域変更（県道六軒家石手線）.....	33
道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）.....	33
道路の供用開始（ " ）.....	33
道路の供用開始（一般国道197号）.....	33
道路の供用開始（県道八幡浜保内線）.....	33
開発行為に関する工事の完了.....	34
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	34

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	34
----------------------------	----

監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	34
------------------------	----

公安委員会告示

指定講習機関の公示事項の変更.....	45
---------------------	----

運転免許取得者教育を行う者の公示事項の変更.....	45
----------------------------	----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	46
政治団体の届出事項の異動の届出.....	47
政治団体の解散の届出.....	48
資金管理団体の届出.....	49
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	49
資金管理団体の指定の取消し等の届出.....	50

雑 報

平成16年度行政書士試験合格者の公示について.....	50
危険物取扱者試験の実施に関する公示.....	50
消防設備士試験の実施に関する公示.....	51

任 免 辞 令

岡田 博明.....	52
公営企業任免辞令（3件）.....	52

規 則

○愛媛県規則第1号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年1月14日

愛媛県知事 加戸守行

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第1項及び第4項並びに第6条第2項及び第4項中「市町村長」を「市町長」に改める。

別表第1備考1中「市町村長」を「市町長」に改め、同表備考2中「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表備考3(2)中「から第3項まで」を「及び第2項並びに第41条の2」に改め、同表備考6(2)中「第6条第6項」を「第17条」に、「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」及び「以下同じ。」を削り、同表備考6(3)中「又は障害者」の下に「（社会福祉施設に措置された障害児若しくは障害者又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11に定める施設訓練等支援費の受給者を除く。）」を加え、「以下同じ。」を削り、同表備考6(3)ア中「（昭和24年法律第283号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条第1項及び第4項、第6条第2項及び第4項並びに別表第1備考1の改正規定は、平成17年1月16日から施行する。

○愛媛県規則第2号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号。以下「事業団法」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号。以下「機構法」に、「中小企業構造の高度化」を「中小企業者その他の事業者の事業活動」に改める。

第2条中「事業団法第2条第1項及び第21条第2項」を「機構法第2条第1項」に改める。

第3条第1項中「事業団法第21条第1項第2号イ」を「機構法第15条第1項第3号ロ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 経営革新計画承認グループ資金
- (2) 下請振興事業計画承認グループ資金
- (3) 施設集約化資金
- (4) 共同施設資金
- (5) 連鎖化資金
- (6) 経営改革資金
- (7) 設備リース資金
- (8) 企業合同資金
- (9) 集団化資金
- (10) 集積区域整備資金

第3条第2項中「事業団法第21条第1項第2号ハ」を「機構法第15条第1項第3号ハ」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 地域産業創造基盤整備資金
- (2) 商店街整備等支援資金

第3条第3項各号を次のように改める。

- (1) 地域産業創造基盤整備活性化資金
- (2) 商店街整備等活性化支援資金

第3条第4項中「又は貸付対象」を削る。

第5条第2項中「年賦均等償還」を「年賦又は半年賦の元金均等償還」に改める。

第12条の見出しを「（整備等状況報告）」に改め、同条中「設置等が」を「整備等が」に、「設置等状況報告書」を「整備等状況報告書」に改める。

第15条の見出しを「（整備等完了期限）」に改め、同条中「設置等」を「整備等」に改める。

第16条の見出しを「（整備等完了届出）」に改め、同条中「設置等を」を「整備等を」に、「設置等完了届出書」を「整備等完了届出書」に改める。

第17条中「設置」を「整備等」に改める。

第19条中「設置等」を「整備等」に改める。

第19条の2中「設置等」を「整備等」に、「行ない」を「行い」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条 - 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業者等（中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する中小企業者等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）、構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の80（災害復旧貸付については、100分の90）以内	年1.05パーセント。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア 公害防止、環境保全、省資源・省エネルギー 製品開発・技術開発等、災害防止又は災害復旧のいずれかに該当する場合 イ 中小企業の振興に係る特定の関係法令	20年以内	3年以内

				の認定又は承認を受けた計画に基づき実施される場合 ウ 事業に参加する者の大部分が小規模事業者である場合		
2 下請振興事業計画承認グループ資金	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
3 施設集約化資金	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社又は出資会社	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
4 共同施設資金	特定中小企業団体（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「政令」という。）第2条第1項第2号イに規定する特定中小企業団体をいう。以下同じ。）、企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
5 連鎖化資金	事業協同組合、協同組合連合会又は出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設であつて土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
6 経営改革資金	特定中小企業団体又は出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
7 設備リース資金	特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備	同上	同上	同上	同上
8 企業合同資金	合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上
9 集団化資金	事業協同組合若しくは協同組合連合会又はこれらの組合員若しくは所屬員（以下「組合員等」という。）である特定中小企業者、企業組合若しくは協業組合	集団化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（小規模事業者貸付及び災害復旧貸付については、100分の90）以内	同上	同上	同上
10 集積区域整備資金	事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又はこれらの組合員等である中小企業者	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	同上	同上	同上	同上

場所」に改め、同部構築物の項中「設置完了(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部ソフトウェアの項を削り、同様式(その3)注1中「若しくは」を「又は」に改め、「又はソフトウェア」を削り、「設置し、又は取得する」を「取得し、造成し、又は整備する」に改め、同様式(その3)注3(2)中「設置」を「取得、造成又は整備」に改め、同様式(その3)注3(3)中「施設等設置場所」を「施設等取得(整備)場所」に、「設置する」を「施設等を取得し、又は整備する」に改め、同様式(その3)注3(4)及び(5)中「設置する」を「取得し、又は整備する」に改め、同様式(その4)注3中(6)を削り、(7)から(10)までを1ずつ繰り上げ、同様式(その3)を同様式(その4)とし、同様式(その2)2中「設置(取得)計画」を「取得(造成、整備)計画」に改め、同様式(その2)2設置(取得)の内容の部中「設置(取得)の」を「取得(造成、整備)の」に改め、同部土地の項中「取得完了(予定)年月日」を「取得(造成)完了(予定)年月日」に改め、同部建物の項中「完成(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部設備の項中「設置完了(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部構築物の項中「設置完了(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部ソフトウェアの項を削り、同様式(その2)注1中「若しくは」を「又は」に改め、「又はソフトウェア」を削り、「設置し、又は取得する」を「取得し、造成し、又は整備する」に改め、同様式(その2)注3(2)中「設置」を「取得、造成又は整備」に改め、同様式(その2)注3(3)中「施設等設置場所」を「施設等取得(整備)場所」に、「設置する」を「施設等を取得し、又は整備する」に改め、同様式(その2)注3(4)及び(5)中「設置する」を「取得し、又は整備する」に改め、同様式(その2)注3中(6)を削り、(7)から(11)までを1ずつ繰り上げ、同様式(その2)を同様式(その3)とし、同様式(その1)2中「設置(取得)計画」を「取得(造成、整備)計画」に改め、同様式(その1)2設置(取得)の内容の部中「設置(取得)の」を「取得(造成、整備)の」に改め、同部土地の項中「取得完了(予定)年月日」を「取得(造成)完了(予定)年月日」に改め、同部建物の項中「完成(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部設備の項中「設置完了(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部構築物の項中「設置完了(予定)年月日」を「取得(整備)完了(予定)年月日」に、「設置(予定)場所」を「取得(整備)(予定)場所」に改め、同部ソフトウェアの項を削り、同様式(その1)注1中「中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)第2条第1項第4号から第6号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第2条第1項第6号から第8号」に、「中小企業総合事業団法施行令(平成11年政令第203号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又はソフトウェア」を削り、「設置し、又は取得する」を「取得し、造成し、又は整備する」に改め、同様式(その1)注3(3)中「設置」を「取得、造成又は整備」に改め、同様式(その1)注3(4)中「施設等設置場所」を「施設等取得(整備)場所」に、「設置する」を「施設等を取得し、又は整備する」に改め、同様式(その1)注3(5)及び(6)中「設置する」を「取得し、又は整備する」に改め、同様式(その1)注3中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、同様式(その1)注3(10)中「別紙」を「様式第2号(その1)別紙」に改め、同様式(その1)注3中(10)を(9)とし、(11)から(13)までを1ずつ繰り上げ、同様式(その1)別紙を削り、同様式(その1)を同様式(その2)とし、同様式(その2)の前に次のように加える。

様式第2号(第10条関係) 高度化資金計画書

様式第2号(その1)

高度化資金計画書(グループ用)

年 月 日

愛媛県知事 殿

所 在 地
中小企業者等名
代 表 者 氏 名 Ⓜ

年 月 日付け 第 号をもって貸付けの内定を受けた高度化資金の
計画書を提出します。

1 グループ構成員名																
2 貸付けを受けようとする施設等の取得(造成、整備)の内容(計画)	取得(造成、整備)計画の概要 必要性及び効果															
	土地	用途	所在地	地目	面積	取得(造成)完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	金額	契約先	備考						
					m ²			円								
	建物	用途	構造	面積				金額	取得(整備)完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	取得(整備)(予定)場所	契約先	備考			
				1階	2階	階	計						m ²	m ²	m ²	m ²
	設備	名称	製造者名	型式又は性能	数量	価格	運賃	据付費	計	取得(整備)完了(予定)年月日	支払完了(予定)年月日	取得(整備)(予定)場所	契約先	用途	備考	
					円	円	円	円								
構築物	名称	仕様又は構造	数量	金額	取得(完了)年月日	支払完了(予定)年月日	取得(整備)(予定)場所	契約先	用途	備考						
3 所要資金の調達方法	区分		金額												備考	
	高度化資金借入希望額		円													
	自己資金															
	借入その他															
	合計															
高度化資金貸付金が額超過した方法 高減が場の資金貸付金超過額は、貸付金超過額を超過した方法																
4 高度化資金貸付金の返済計画																

注1 この計画書は、経営革新計画承認グループ資金又は下請振興事業計画承認グループ資金の貸付を受ける者が、土地、建物、設備又は構築物を取得し、造成し、又は整備する場合に使用すること。

- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 次の書類を添付すること。
 - (1) 施設等取得(整備)場所の確保に関する次の書類
 - ア 土地を取得して施設等を取得し、又は整備する場合は、売買契約書又は売買予約書の写し
 - イ 土地又は建物を賃貸して施設等を取得し、又は整備する場合は、賃貸契約書又は賃貸予約書の写し
 - (2) 建物又は構築物を取得し、又は整備する場合は、工事契約書又は見積書の写し、仕様書、材料明細書及び設計図
 - (3) 機械又は器具を取得し、又は整備する場合は、売買契約書又は見積書の写し(名称、型式、能力及び製造社名を明記し、運賃及び据付費は、設備ごとに区別されていること。)及びカタログ又は図面
 - (4) 施設等の配置図(既存施設のある場合は、新施設と区別して明記すること。)及び付近の見取図
 - (5) 別紙の連帯保証確認書
 - (6) 申請者及び連帯保証人の印鑑証明書
 - (7) その他知事が指定する書類
- 4 この計画書及び添付書類は、正本1通及びその写し1通を提出すること。

別紙

連帯保証確認書

年 月 日

愛媛県知事 殿

職業
連帯保証人 住所
氏名

この度、 が、 年度高度化資金の貸付を受けることにつき、債務の保証を行うことを確認します。

なお、私どもの資産内容は、次のとおりです。

不動産	土 地				建 物			
	面積	m ²	債務額	千円	面積	m ²	債務額	千円
	時価	千円	抵当権額	千円	時価	千円	抵当権額	千円
動 産	千円			預貯金	千円			
借入金	千円			所得	千円			
保証債務の有無及びその保証債務の内容								
備 考								

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号別紙中「設置等」を「整備等」に改める。

様式第4号中「設置等状況報告書」を「整備等状況報告書」に、「設置等の」を「整備等の」に、「設置等完了年月日」を「整備等完了年月日」に改める。

様式第7号中「設置等完了届出書」を「整備等完了届出書」に、「設置等は」を「整備等は」に、「設置等の」を「整備等の」に改め、同様式注2(1)中「又は注文請書等売買を証する」を「、工事契約書又は注文請書等」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、平成16年度分の貸付金から適用し、平成15年度分以前の貸付金については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は今治市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
今治市小浦町一丁目丁408の8、丁408の11及び乙1の38、高部字旭方乙1の22及び乙1の39並びに波止浜字赤崎1の1の地先	8 667 80

○愛媛県告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、今治市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

町 名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
小浦町一丁目	今治市小浦町一丁目丁408の8、丁408の11及び乙1の38、高部字旭方乙1の22及び乙1の39並びに波止浜字赤崎1の1の地先	公有水面埋立地	8 667 80

○愛媛県告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、上浦町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は上浦町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
上浦町大字井口1000の2及び1930の地先	289 43

○愛媛県告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定

により、上浦町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字 名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
大字井口	上浦町大字井口1000の2及び1930の地先	公有水面埋立地	289 43

○愛媛県告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、関前村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は関前村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
関前村大字岡村甲2083、甲2114、甲2117、甲2118の1、甲2118の3、乙634の2及び乙634の3の地先	748 06

○愛媛県告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、関前村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字 名 称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
大字岡村	関前村大字岡村甲2083、甲2114、甲2117、甲2118の1、甲2118の3、乙634の2及び乙634の3の地先	公有水面埋立地	748 06

○愛媛県告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、関前村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は関前村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
関前村大字岡村甲1831の2、甲1832の2、甲1832の7、甲1832の8、甲1898、甲1954、甲1955の1、甲1955の2、甲1959、甲1964、甲2011、甲2024、甲2028、甲2029、甲2031の2、甲2032の2、乙1062の1及び乙1062の2の地先	1,359.40

○愛媛県告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、関前村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字岡村	関前村大字岡村甲1831の2、甲1832の2、甲1832の7、甲1832の8、甲1898、甲1954、甲1955の1、甲1955の2、甲1959、甲1964、甲2011、甲2024、甲2028、甲2029、甲2031の2、甲2032の2、乙1062の1及び乙1062の2の地先公有水面埋立地	1,359.40

○愛媛県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者） 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人日親会	越智郡菊間町浜1453番地1	ラ・ファミーユ	越智郡菊間町浜1453番地1	平成16年11月18日
有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡広見町大字永野市97番地1	有限会社ケアサポートいずみ	北宇和郡広見町大字永野市97番地1	平成16年11月4日
社会福祉法人吾子苑	北宇和郡吉田町立間尻甲747番地	短期入所施設サンランド	北宇和郡吉田町立間尻甲727番地1	平成16年12月20日
越智今治農業協同組合	今治市北宝来町1-1-5	J Aおちいまぱりデイサービスセンター元気桜井	今治市桜井四丁目13-7	平成16年11月30日
医療法人陽成会	今治市拝志1-26	広瀬病院	今治市拝志1-26	平成16年12月22日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター	西条市周布606番地1	平成16年11月1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地1	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター西条	西条市神拝甲324番地2	平成16年11月1日

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
井門クリニック	医療法人 井門クリニック	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1146番地1	平成16年 12月1日
やくしじ歯科医院	薬師寺 廉 二	北宇和郡三間町務田331-5	平成17年 1月1日
アキクリニック	根 布 昭 彦	今治市共栄町二丁目2-1	平成17年 1月1日
さくら薬局今治店	有限会社 蝶 野	今治市共栄町二丁目2-1	平成17年 1月1日
そよかぜ薬局	株式会社 サミット	新居浜市中萩町1-40	平成16年 12月14日
井関クリニック	医療法人 井関クリニック	大洲市新谷町甲306番地	平成16年 12月1日

○愛媛県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
井門クリニック	井 門 等	越智郡朝倉村大字朝倉下甲1146番地1	平成16年 12月1日
四国第一薬局	栗 田 典 子	西条市神拝甲276-1	平成 7 年 3月28日
井関クリニック	井 関 貞 文	大洲市新谷町甲306番地	平成16年 12月1日

社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ヘルパーセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地 1	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会訪問入浴センター	西条市周布606番地 1	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会訪問入浴センター西条	西条市神拝甲324番地 2	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社協デイサービスセンターひまわり	西条市周布606番地 1	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社協デイサービスセンターさくら	西条市丹原町来見乙26番地 2	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社協デイサービスセンターつばき	西条市小松町新屋敷乙48番地 1	平成16年11月 1日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	ヘルパーステーションまほろば	西条市三津屋南 9 番10	平成16年12月20日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	通所介護センターまほろば	西条市三津屋南10番20	平成16年12月20日
医療法人弘仁会	西条市三津屋南 9 番10	共立病院	西条市三津屋南 9 - 10	平成16年12月20日
有限会社東豫タクシー	西条市三津屋187番地 6	東豫介護サービス	西条市三津屋187番地 6	平成16年12月 9日
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社大洲事業所	大洲市若宮467番地11	平成16年11月 1日

○愛媛県告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ケアプランセンター	西条市周布606番地 1	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ケアプランセンター西条	西条市神拝甲324番地 2	平成16年11月 1日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市周布606番地 1	西条市社会福祉協議会ケアプランセンター小松	西条市小松町新屋敷乙48番地 1	平成16年11月 1日

○愛媛県告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社キャンパス	西条市氷見丙1260番地 2 M Yシャトレー206号	訪問看護ステーションおれんじ	(変更後) 西条市大町664	平成16年11月 1日
			(変更前) 西条市神拝甲618番地 1 森本レジデンス102号	

○愛媛県告示第59号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人亀天会	西条市大野190 - 1	(変更後) デイサービスセンター亀天荘	西条市大野190 - 1	平成16年11月 1日
		(変更前) 東予市デイサービスセンター亀天荘		

○愛媛県告示第60号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人社団門の内会	西条市周布339	(変更後) 西条市在宅介護支援センターコスモス	西条市周布338	平成16年11月 1日
		(変更前) 東予市在宅介護支援センターコスモス		
社会福祉法人亀天会	西条市大野190 - 1	(変更後) 西条市在宅介護支援センター亀天荘	西条市大野190 - 1	平成16年11月 1日
		(変更前) 東予市在宅介護支援センター亀天荘		

○愛媛県告示第61号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
内海村国民健康保険内海診療所	内 海 村	南宇和郡内海村柏382	平成16年 9月30日
国保一本松病院	一 本 松 町	南宇和郡一本松町増田 5056 - 2	平成16年 9月30日

○愛媛県告示第62号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人広田村社会福祉協議会	伊予郡広田村総津387	広田村ホームヘルプサービスセンター	伊予郡広田村総津398	平成16年11月1日
内海村	南宇和郡内海村柏497	内海村国民健康保険内海診療所	南宇和郡内海村柏382	平成16年9月30日
一本松町	南宇和郡一本松町広見3535	国保一本松病院	南宇和郡一本松町増田5056-2	平成16年9月30日
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市神拝甲150-1	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市神拝甲150-1	平成16年10月31日

○愛媛県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市神拝甲150-1	社会福祉法人西条市社会福祉協議会	西条市神拝甲150-1	平成16年10月31日

○愛媛県告示第64号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局経済労働部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
マルナカ空港通店	松山市空港通一丁目21-1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	適切な来店経路を設定し、周知徹底を図ること。また、店舗周辺における交通安全対策に配慮すること。

○愛媛県告示第65号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、西条市庄内土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・昭和池地区）の施行を平成17年1月5日認可した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・野々首地区）の施行を平成17年1月5日認可した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市三島中央土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・出口地区）の施行を平成17年1月5日認可した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第68号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市寒川町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排

水)・西谷地区)の施行を平成17年 1月 5日認可した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第69号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第96条の 2 第 1 項の規定により、朝倉村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・野々瀬・白崎地区)の施行に平成16年12月27日同意した。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第70号

県営ほ場整備事業(経営体育成基盤整備事業)広見地区(上川工区)の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成17年 1月17日から 2月14日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第71号

西予市宇和町土地改良区から認可申請があった山田地区の交換分合計画は、相当と認めるので、土地改良法(昭和24年法律第 195号)第99条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
交換分合計画書
- 2 縦覧期間
平成17年 1月17日から 2月28日まで
- 3 縦覧場所
西予市役所

○愛媛県告示第72号

森林法(昭和26年法律第 249号)第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡三崎町明神 424 の 5
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第73号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町御荘菊川 488 の 1、488 の 2、495、496、498 から 502 まで、503 の 1、503 の 2、504 から 509 まで、510 の 1、511 の 1、512 の 1、512 の 2、513 の 1、514 から 516 まで、522 の 1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
御荘菊川 512 の 1、516
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第74号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号)第 118 条第 3 項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

小割り式 1 年魚はまち養殖業、小割り式 2 年魚はまち養殖業、小割り式 3 年魚はまち養殖業、小割り式 1 年魚たい養殖業、小割り式 2 年魚たい養殖業、小割り式 3 年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式 1 年魚かんぱち養殖業、小割り式 2 年魚かんぱち養殖業、小割り式 3 年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式 1 年魚すずき養殖業、小割り式 2 年魚すずき養殖業、小割り式 2 年魚ひらまさ養殖業、小割り式 3 年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式 1 年魚しまあじ養殖業又は小割り式 2 年魚しまあじ養殖業

加入区の名称	区	域
燧灘第53加入区	燧特区第 134 号	漁業権漁場の区域
燧灘第54加入区	燧特区第 135 号	漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第75号

愛媛県土木費補助規程（昭和39年 1月愛媛県告示第 1号）の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第 1号中「様式第 1号」を「様式第 1号（第 1条、様式第 2号関係）」に改め、同様式 1中「村」を削り、同様式 8中「分担金寄付金等」を「分担金寄附金等」に改め、同様式 9中「および」を「及び」に改め、同様式注 1中「路線名」を「、路線名」に改め、同様式注 2中「道路改良、橋梁整備」を「、道路改良、橋梁整備」に改め、同様式注 3中「巾員延長」を「、幅員延長」に改める。

様式第 3号（その 1）中「様式第 3号（その 1）」を「様式第 3号（第 3条関係）」に改め、同様式（その 1）注中「様式第 3号（その 1）」に改め、同様式（その 1）注中「施設の名称および」を「、施設の名称及び」に改め、同様式（その 2）中「様式第 3号（その 2）」を「様式第 3号（その 2）」に改め、同様式（その 2） 1中「村」を削り、同様式（その 2） 7中「および」を「及び」に改め、同様式（その 2） 8中「分担金寄付金等」を「分担金寄附金等」に改め、同様式（その 2） 9中「および」を「及び」に改める。

様式第 5号（その 1）中「様式第 5号（その 1）」を「様式第 5号（第 7条関係）」に改め、同様式（その 1） 1中「様式第 5号（その 1）」に改め、同様式（その 1） 1中「

および」を「及び」に改め、同様式（その 1）添付書類 2中「出来型展開図」を「、出来型展開図」に改め、同様式（その 1）添付書類 3中「および」を「及び」に改め、同様式（その 1）添付書類 4中「、補償費」を「又は補償費」に、「もしくは」を「又は」に改め、同様式（その 2）中「様式第 5号（その 2）」を「様式第 5号（その 2）」に改め、同様式（その 2） 1中「村」を削り、同様式（その 2） 6中「および」を「及び」に改める。

○愛媛県告示第76号

愛媛県工事執行規程（昭和39年 8月愛媛県告示第 695号）の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第 7号から様式第 9号まで及び様式第 11号中「村」を削る。

○愛媛県告示第77号

愛媛県工事検査規程（昭和63年 4月愛媛県告示第 509号）の一部を次のように改正し、平成17年 1月16日から施行する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第 1号 4中「村」を削る。
様式第 3号中「第22条」の下に「、様式第 5号」を加え、「町村」を「町」に改める。

○愛媛県告示第78号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字弟地乙549番 8 から 同字乙549番 7 まで	平成17年 1月14日

○愛媛県告示第79号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町七鳥1778番 3 から 同町七鳥1498番地先まで	平成17年 1月21日

○愛媛県告示第80号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	六軒家石手線	松山市石手五丁目甲603番2から 同市石手三丁目甲477番1まで	旧	メートル 54～93	キロメートル 0.520	
			新	14.6～22.8	0.520	

○愛媛県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間2番耕地1200番2から 同大字2番耕地1199番7まで	旧	メートル 72～210	キロメートル 0.032	
			新	28.6～48.2	0.032	

○愛媛県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間2番耕地1200番2から 同大字2番耕地1199番7まで	平成17年 1月14日

○愛媛県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	八幡浜市大字大平1番耕地822番1から 同大字1番耕地691番1まで	平成17年 1月15日

○愛媛県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	八幡浜保内線	八幡浜市大字大平1番耕地822番1から 同大字1番耕地806番8まで	平成17年1月15日

○愛媛県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年1月14日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局建（開）第17号 平成16年12月24日	西条市新田字市塚新田141番の1、141番の2及び142番の1	西条市ひうち西ひうち3番地39 株式会社 マルイ建材店 代表取締役 伊藤 壽
16西局建（開）第18号 平成16年12月27日	西条市福武字出晴甲898番1、甲898番5及び甲900番1	大阪府吹田市豊津町9番1号 株式会社 ローソン 代表取締役 新浪 剛
16松局建（開）第14号 平成16年12月27日	東温市北方字古市甲2943番8	松山市保免西三丁目11番5号 グランドメゾン武方203号 松本 健一
16今局建（開）第11号 平成16年12月28日	越智郡大西町大字九王甲795番2、乙117番19、乙117番20及び乙117番22	越智郡大西町大字九王甲731番地10 株式会社 矢原鉄工 代表取締役 矢原 慎一

○愛媛県告示第86号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年1月14日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人		売りさばき所	取消年月日
	住所	氏名又は名称		
伊第2号	伊予郡広田村総津385番地	伊予郡広田村	同町役場	平成16年12月31日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年1月14日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年1月4日	NPO法人 ボランティア御輿の会	中西 茂	愛媛県松山市三番町二丁目5番地14	この法人は、地域における福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進を図り、社員による協働事業を行い、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公

表する。

平成17年 1月14日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 柳 澤 正 三
 同 西 原 進 平
 同 壺 内 紘 光

監査の結果に関する報告提出年月日	平成16年 3月23日
監 査 対 象 機 関	総務部
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>法人の自立性を確保するために、県は公社、公団等職員人事管理委員会により外郭団体の人事を管理する制度を廃止すべきである。</p> <p>管理職は法人経営の要であり、県から独立した人材を登用するか又は法人採用のプロパー職員に責任権限を持たせることが必要である。</p>	<p>県職員の再就職について、各団体にアンケートを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験豊かで即戦力となる人材は必要 ・ 人件費が低額に抑えられることから経営面で効果がある <p>など再就職の継続を求める意見が多かった。</p> <p>今後とも、各団体から県職員退職者の要望があれば、団体の運営に意欲があり、事業執行能力の高い人材を紹介する。</p> <p>公社、公団等職員人事管理委員会は、平成16年12月31日に廃止する。</p>
監 査 対 象 機 関	企画情報部：松山空港ビル株式会社
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p>	<p>松山空港ビル（株）は、空の玄関としての松山空港の利便性向上及び利用者サービスの向上という公共的使命を有しており、県は同社の大株主（26.67%）として運営に関与することができる。</p> <p>近年の航空業界の再編により経営環境が厳しさを増す中、同社としても既存路線の維持、新規路線の誘致、空港関連設備の整備等、空港の利便性を高め、空港利用者を増やすことが必須となっており、事業推進にあたり、行政（県）との連携は不可欠である。</p> <p>同社には、常勤監査役及び総務部長に県OBが就任しており、県とのパイプ役として大きな役割を担っている。</p>
監 査 対 象 機 関	県民環境部：財団法人えひめ女性財団
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面</p>	<p>常務理事は県OBであるが、業務経験があるうえ、経営能力に長けた人材を登用しており、責任感をもって積極的な財団経営を行っている。また、その他理事も専門性の高い人物が就任している。</p> <p>なお、事務局職員は、今後、プロパー職員の能力、年齢及び経験年数などを勘案し、積極的な登用を検討したい。</p>

から確保する必要がある。

ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。

また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。

2 人事・給与制度について

企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

3 公益法人会計基準等への準拠性について

収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。

表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

4 有効利用されていない施設について

女性総合センター（（財）えひめ女性財団管理）内のニューメディアルーム（VTR設備）については、昭和62年開館当時は鳴り物入りの設備であったが、今では機能的に陳腐化しており、殆ど利用されていない。部屋の用途変更等を検討する必要がある。

5 基本金（基本財産）の有効性について

多額の基本金（基本財産）を有する3法人（（財）愛媛県スポーツ振興事業団、（財）愛媛県文化振興財団、（財）えひめ女性財団）については、資金を有効活用するために基本財産の流動化が必要である。

基本金（基本財産）の運用益が少なくても法人運営に支障がないことは、基本金（基本財産）が必要ないことを意味しているといえる。したがって、このような有効活用できない資金を放置しておくことには、合理性が認められないと言わざるを得ない。

次の対策により、現在使えない多額の資金が使える資金となり、事業の活性化が期待できるとともに、県の財政負担の削減にも有効と考えられる。

- (a) 寄附行為等を変更して、基本財産の一部を運用財産へ振り替える。すなわち、基本財産を流動化する。
- (b) 事業の見直しを行い、運用財産（資金）の有効活用のために中期計画を立てる。
- (c) 財団の自主事業が可能となる柔軟な組織・体制を作り、財団活用の原点にもどる。

6 人件費について

運営審議会と理事会の役割分担をさらに明確にして、運営審議会本来の機能を積極的に果たしていくような措置を講じていく必要がある。

7 その他の経費について

現行では新たな資産の取得を当財団が行うことを県が認めていないため、本来資産計上処理すべきものが需用費として単年度費用処理しているものが認められた。今後は内容に応じた適切な会計処理が必要である。

女性総合センター館長を常務理事に任命している。

例年、理事会を年2回開催しているが、案件があれば、更に開催したい。

また、理事は16人であるが、無報酬でありながら、責任をもって発言いただいております。各分野からの幅広い意見を反映して運営するためには、現人数が適正である。

公社、公団等職員人事管理委員会による人事管理制度が廃止されるので、給与規程の改定等への対応を検討したい。

予算流用は執行上必要であるが、表示方法は公益法人会計基準の様式によるようにしたい。

設備が利用されていない状況で用途変更の必要がある。

しかしながら、設備の撤去・改修には多額の費用を要する見込であり、引き続き整備内容を十分検討したうえ対応したい。

基本財産を取り崩すことは財団の存廃に直結するため、財団から承認申請があった場合、基本財産を取り崩して実施する事業の必要性等を慎重に検討して対応したい。

なお、財団においては事業の見直しを毎年行い、合せて柔軟な組織・体制作りを行っている。

平成16年3月の運営審議会委員任期満了に際し、理事及び運営審議会委員の選考基準を明確に区分し、選考を行った。今後は、理事長の諮問に応じてもらうとともに、理事長に対する助言など、運営審議会本来の機能を有効に活用していく。

指摘を踏まえ、内容に応じた適切な会計処理に努めている。

監 査 対 象 機 関

県民環境部：財団法人愛媛県廃棄物処理センター

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天引きさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的に開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。</p> <p>2 人事・給与制度について</p> <p>企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。</p> <p>3 公益法人会計基準等への準拠性について</p> <p>（財）愛媛県廃棄物処理センターの「廃棄物処理事業特別会計」は主たる事業そのものであり、特別会計として区分する理由はまったくない。一般会計の中で事業収入及び事業支出を計上すべきである。</p> <p>4 財務事務に関する問題点について</p> <p>現在の資金不足額を単に県が貸付する制度は、県の損失を先送りする会計処理と考えられるため、財政援助が必要ならば議会の承認を経て、補助金として支出することを早急に検討すべきである。現状における県の財政措置は補助金支出とすべきところを単に貸付金支出として処理しているものと理解すべきである。</p> <p>今後、県、関係市町村、財団が連携して経営安定化策の実現を図るとともに、赤字が建設時の多大な借入金返済が原因となって発生していることを考慮し、県による償還金返済に対する財政支援（補助金）を早急に検討すべきである。</p>	<p>現在の役員は全て非常勤で無報酬であるが、各分野に精通し、財団運営にも積極的に携わっている。財団の経営状態からして常勤役員を設けることは困難であることから、当面は現行のままとし、今後の財団の事業展開に応じて常勤役員の設置を検討する。</p> <p>なお、現場責任者（所長）については、次回採用時に民間企業経験者も含めて検討する。</p> <p>所長は現場責任者として理事会に出席しているが、理事に加えることについては、次回の所長採用時に検討する。</p> <p>また、事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算等を協議する理事会を年2回開催し、必要に応じ臨時理事会を開催している。</p> <p>理事の人数については出資者が多く、また各層から幅広い意見を求めるため17名となっており、現人数が適正である。</p> <p>勤労意欲の高揚と経営効率を図り、採用等についても弾力的な運用を検討する。</p> <p>寄附行為を変更したうえで、平成17年度から一般会計のみで処理する。</p> <p>県では平成15年度に財団の経営改善を図るため検討会を設置して経営安定化策をとりまとめ、現在、各種対策を講じている。</p> <p>今後も県、関係市町村、財団が連携して経営安定化策の実現に向け努力していくことはもちろんであるが、財団事業の公益性に鑑み、今後は経営安定化策の実施状況を見極めた上で、対応を検討する。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>保健福祉部：社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天引きさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的に開催すべきである。</p> <p>また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選</p>	<p>法人としての自主性と積極性がより確保できる人事・給与制度について検討するとともに、意欲あるプロパー職員の現場責任者への登用等についても併せて検討する。</p> <p>現場責任者を理事のメンバーに加えることについては、今後検討する。</p> <p>なお、理事会は定期的（年2回）に開催しており、必要に応じ臨時理事会を適宜開催している。</p> <p>また、理事定数（9名）については、12の県立社会福祉施設等を受</p>

べきである。

2 人事・給与制度について

企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

3 えひめこどもの城について（（社福）愛媛県社会福祉事業団管理）

(1) えひめこどもの城事業の縮小を検討すべきである。

こどもの城は費用対効果の面から判断して、事業の有効性に問題があると言わざるを得ない。建設済みの施設ではあるが支出に占める事業支出の割合があまりにも低く、施設管理に莫大な資金を投入している。自然を楽しむ施設なら森林公園や松山市の野外センターの活用も考えられる。児童福祉の教育的役割であれば郊外に施設を設ける必要性はない。

こどもの城は児童福祉法に基づき建設された施設であるが、減価償却費96百万円及び支払利息 231百万円を除く運転資金のみで毎年約5億円余の財政支出があり、このうち事業費（人件費を除く）は48百万円でしかない。県財政の収支差から見れば、こどもの城の収支差損は社会福祉事業団の10事業合計に相当しており、事業の有効性は極めて悪いと判断する。こどもの城の経営内容および施設を見直すことにより5億円の事業費を費やさなくとも相当有効な事業展開ができると考えられる。

(2) （社福）愛媛県社会福祉事業団からえひめこどもの城事業を分離すべきである。

経営理念、事業内容、収支差損、法人損益への影響など経営及び財務的視点からみて明らかにこどもの城は異業種である。

こどもの城は、平成2年8月7日付厚生省事務次官通知により（社福）愛媛県社会福祉事業団が経営しているが、児童福祉法に基づいて施設が建設されたという経緯はあるものの、同事業団が経営する他の事業（障害者・母子等の社会的弱者支援事業）との異質性から考えると、同事業団は、こどもの城以外の社会的弱者支援事業に特化して経営すべきと考えられる。

4 （社福）愛媛県社会福祉事業団が保有する基金の有効性について

(1) 地域福祉基金助成事業特別会計（事業資金37億円）

もともと国の地方交付税等による財源措置により基金が創設されたものであるが、今では十分な運用益の獲得が難しくなった現実を踏まえ、基金の有効活用を再検討すべきである。

資金拠出の経緯から基金は事業団の財産であると考えられるが、助成対象（民間法人等が実施する長寿社会に向けての在宅福祉の普及・向上、健康生きがい作りの推進及びボランティア活動の活発化等の事業）から考えると事業団単独で使用できる資金でもない。

また、理事会で決定すれば県に資金を返還して運用を県に任ずことも可能である。

基金設定目的（福祉のための利用）に沿う必要はあるが、柔軟に使用できる資金と考えられる。基金を眠らせて事業を行わないことが問題である。

(2) 民間社会福祉事業振興資金特別会計（事業資金2億43百万円）

当該特別会計からの貸付事業は制度的にも他の貸付制度との重複が見られるなど、今後の必要性が低いものと考えられる。資金が有効に活用されておらず、貸付事業を廃止すべきである。

(3) 社会福祉施設運営安定資金特別会計（借入資金5億円）

民間社会福祉法人への貸付など事業として一定の存在意義は有しているものの、県からの資金が有効活用されているものとは言いがたく、必要ならば県が実施すべきである。

(4) 欠損補填特別会計（残高約6百万円）

託管理している法人規模（職員数：148名）からすれば最低限であり、ほぼ適切であると考えている。

法人としての自主性と積極性がより確保できる人事・給与制度について検討するとともに、職員のモチベーションを高め、職場の活性化を図るための弾力的な職員採用の方法についても併せて検討する。

これまで、こどもの城の効果的、効率的な運営管理に努めており、16年度の予算編成に当たっても、事業内容の見直し、必要最小限の維持管理によって経費の縮減に努め、対前年度比で約20%、金額にして約98,000千円の節減（県事務費を除く）を図り、予算執行に際しても、さらに効率化を心掛けるよう注意を促しているところであるが、さらに、こどもの城の維持管理経費を圧縮し、効果的な事業展開を図るためには、民間の経営ノウハウを積極的に活用し、管理コストを大幅に低下させることが不可欠であると考えている。

このため、県では、指定管理者制度の導入を前提に、民間事業者等から運営管理に関する提案を募るなど、できるだけ民間の意向が反映できる体制を整えながら、現在、移行の準備を進めているところであり、この中で、さらに管理方法や事業内容を精査しながら、少ない経費で、効果的な事業展開が図れるよう努めていきたいと考えている。

県としては、児童厚生施設であるこどもの城の運営管理を愛媛県社会福祉事業団に行わせることは、施設の趣旨や事業団の設置目的に適合するものと考えているが、指定管理者制度の導入に際しては、希望者を広く一般から募り、最も効果的、効率的な運営管理が期待できるところを選定することとしている。

地域福祉基金は、その設置から約12年が経過し、ある程度その目的を達成したと考えられるとともに、近年の低金利に伴う運用益の減少により、現在の規模での事業継続が困難となっている。

このため、同基金及び同基金助成事業の廃止を含め、その有効活用についての方策を検討しているところである。

当該貸付金の貸付利率が民間金融機関のそれを上回っているため、当面は、利率の引き下げを検討するとともに、資金の減額、新たな需要の掘り起こし等についても検討することとするが、それでもなお貸付実績が低調である場合は、当該資金の廃止を検討する。

資金の借入申込予定の状況等を勘案して、平成15年度から借入資金を2億円に減額するなど改善策を講じてきたが、実際の借入申込額と予定額との間に大きな差異があるなど、資金が有効活用されているとは言い難い面があることから、廃止も視野に入れながら検討を行っている。

これまで貸し倒れが発生したことはなく、また今後も発生する可能

資金を留保する必要性は全くない。欠損補填特別会計は廃止すべきである。

5 外部委託費について

- (1) 身体障害者福祉センターでは、施設管理担当者1名が個人の覚えとして業務日記的なものをノートにつけているため、当該個人の覚えを「業務日誌」として、様式化して正規書類として活用するか、他のセンターと同様に「清掃実施計画」を提出させて作業内容の確認を行うことが必要である。
- (2) 障害者更生センター及び視聴覚福祉センターの清掃業務については、身体障害者福祉センターを含む3施設が隣接場所にあるため、3施設まとめたの入札にした方がコストダウンにつながるのではないか。
- (3) えひめこどもの城の遊具運行の委託業務については、作業が契約書・仕様書どおり実施されているかどうか確認する必要がある。今後は、業務員名簿の入手及び月時請求段階で日別・施設別の従事者リストを提出させる等で、契約書どおりの作業が行われているか確認する必要がある。

6 その他の事項について

入所者の預金通帳の保管管理が発生するのは3施設（わかば寮、松前清流園、重信清愛園）であるが、事業団として各施設統一した処理マニュアルを作成し、事故の発生しないシステムに改善する必要がある。特に退所者への返還については十分な証拠資料、受け取りが判明する資料を入手していないため、今後の早急な改善が必要である。

性は低いと考えられるので、当該特別会計は平成16年度末をもって廃止する予定である。

平成15年7月1日以降清掃実施計画書及び清掃実施報告書を徴し、業務日誌を作成のうえ、作業内容の確認を行っている。

平成16年度から3施設まとめたの入札を実施している。

指摘以後、直ちに業務員名簿を提出させるとともに、毎月の請求時には日別、施設別の従事者名簿を提出させ、契約書・仕様書どおりの作業が実施されているかどうかを確認している。

平成15年12月以降、各施設統一した「預り金管理マニュアル」を作成し、職員に周知徹底を図っている。

なお、退所者へ預り金を返還する際は、預り金の明細について家族に十分説明するとともに、受取書を徴して、後にトラブルが発生することのないよう処置している。

監 査 対 象 機 関

経済労働部：愛媛エフ・イー・ゼット株式会社

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 役員等の執行体制について

経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。
 県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。
 事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。
 ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

2 アイテムえひめについて（愛媛エフ・イー・ゼット（株）管理）

- (1) 利用料金制度の採用によるインセンティブの付与により、法人の収支改善とそれに伴う県の財政負担の軽減が期待できる。また、利用率の向上等により県民に対する有効性が高まると予想される。アイテム部門に指定管理者制度の適用を検討するとともに利用料金制度を導入すべきである。
 ただし、現状ではアイテムえひめの年間の使用料収入1億6千万円に対し、管理委託料は3億6千万円と収支に2億円程度の乖離があるため、利用料金収入のみで管理運営費用を賄うことはできない。適正に設定された委託料との併用等の方策を講じる必要がある。
- (2) 駐車場は愛媛県の施設（一部は法人と共有）であり、条例による利用料金を法人が県の代理人として徴収しているが、施設の駐車料金を利用者から徴収することは民間の集客事業では考えられないことであり、無料化する方向で検討すべきである。駐車料収入は年間23百万円でしかなく、駐車料が高いことが原因で集客及び収入チャンスを逸している可能性も大である。管理の簡素化により管理経費も低減することが可能になる。「イベントがあっ

愛媛エフ・イー・ゼット（株）の経営安定に向けては、一層の組織の効率化、活性化を図る必要があることから、今後も意欲ある人材を経営陣へ登用するよう努めたい。

アイテムえひめの一層の利用促進と運営経費削減を図るうえで、指定管理者制度及び利用料金制度の導入は有効な手法と考えており、適正な委託料との併用により平成18年4月からの導入を目指したい。

料金は現行どおりとするが、アイテムえひめオフィスに入居している公的機関（高松入国管理局等）利用者について減免措置を講ずるとともに、指定管理者制度導入後は、必要に応じ指定管理者において減免できるよう関係規定を整備する。

ても入場料の他に駐車料金が高いので敬遠する」との声が無きようにすべきである。

駐車場の利用方法は施設やイベントの営業政策と関連することでもあり、利用料金制度の導入と併せて、委託管理者に運用を任せるべきである。

3 外部委託費について

アイロットの清掃業務については、競争入札制度を導入するか、あるいはアイテムえひめの館内清掃業務と併せた業務委託として競争入札制度を実施することにより、さらなるコストダウンを図ることを検討する必要がある。

なお、植栽業務についてもアイテムえひめとアイロットが別々の相手先に委託しているが、両方併せて委託すればコストダウンにつながるものと考えられる。

4 備品管理の状況について

貸出用備品及び当社の使用備品については、現物照合を定期的に行うとともに、当社の主たる業務の一つである「県有財産の管理受託」を明らかにするためにも、使用備品と貸出用備品とを併せて、棚卸し結果を県へ報告するシステム並びに現物が不足・破損している場合の弁償・費用負担制度を検討する必要がある。

平成16年度におけるアイテムえひめの清掃業務、植栽業務及びアイロットの清掃業務は、5社の競争入札により実施するとともに、アイロットの植栽業務については自社で実施することによりコストダウンを図った。アイテムえひめ、アイロット併せての業務委託については早期実施を検討する。

愛媛エフ・イー・ゼット(株)において実施した棚卸の結果について、県に報告し、県で備品台帳との照合を行うとともに、数量不足や破損の対応については両方で速やかに協議する。なお、備品破損の弁償については、原因が主催者の責めに帰すべき場合は、民法第709条により費用負担を求めている。

監 査 対 象 機 関

土木部：財団法人愛媛県動物園協会

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 役員等の執行体制について

(1) 経営者(社長・専務・常務)は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天引きさせる慣行は早期に廃止すべきである。

県OB役員では任期が短い(概ね65歳年金受給年齢まで)こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。

事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。

ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

現場責任者については、プロパー職員の年齢が若いため、従来、OB職員及び派遣職員を充ててきたが、今後、係長級職員から、順次プロパー職員を登用する。

(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者(事務局長、事業部門の長)を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的開催すべきである。

また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。

現場責任者の参事を常務理事として、理事会を定期的開催している。
理事の人数については、現在検討を進めている。

2 人事・給与制度について

企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

指摘に沿って、検討を進めている。

3 公益法人会計基準等への準拠性について

(1) (財)愛媛県動物園協会の「受託事業特別会計」は主目的事業の会計であり、区分経理する合理性が認められないため、一般会計に含めるべきである。

平成16年度から、一般会計に統一した。

(2) 収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。

表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

平成16年度から、改善した。

4 外部委託費について

(1) 園内の植栽管理業務については、各工区(4工区)の統合化に

従来の4工区を3工区に統合するとともに、指名業者を増やした。

<p>よ一括発注等でコストダウンや指名業者の入れ換えを検討するとともに、また、現在植栽業者に委託している「除草作業」や「散水作業」については、委託業務から切り離して地元のシルバー人材センターを活用する等すれば、更なるコストダウンが図れることが期待される。</p> <p>(2) 園内清掃業務と駐車場清掃業務については、両清掃業務の統合化による一括発注等でコストダウンや指名業者の入れ換えを検討する。</p> <p>5 その他の経費について 現行では、新たな資産の取得を当協会が行うことを県が認めていないため、本来は県が資本的支出として実施すべきと思われるものについて、当協会が修繕費として支出していたものが散見された。動物飼育業務の特性として緊急な資産取得を要する場合もあるため、協会が独自で資産を取得できる方法（例えば、一定金額以下の資産取得を認める等）を検討する必要がある。</p> <p>6 その他の事項について 当動物園の外部からの入場口は、正門と東口ゲートの2か所があるが、利用者数も少なく経済的効率性もないことからすれば、東口ゲートは閉鎖するか、あるいは自動券売機を導入してチケットBOXを設置する等、改善すべきである。</p>	<p>また、除草作業については砥部町シルバー人材センターと契約して実施するように改善した。</p> <p>従来の2工区を1工区に統合するとともに、指名業者を増やし、雨天時の清掃を取りやめた。</p> <p>動物園の施設は、県の行政財産であるので、今後、大規模修繕及び機能向上につながるような施設の取得については、県が実施し、通常の維持管理に該当する修繕を（財）愛媛県動物園協会が行うよう、明確に区分けする。 なお、（財）愛媛県動物園協会による新たな資産取得の方法については、検討を進める。</p> <p>平成16年6月から、自動券売機を設置して対応している。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>土木部：南レク株式会社</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。 県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。 事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。 ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>2 南レク施設について (1) 現状の経営形態では赤字経営の問題点を先送りするのみであり、施設及び経営の譲渡並びに利用料金制度を前提として指定管理者制度の導入を早急に検討すべきである。 (2) 受益者負担の原則により、地域住民の施設として有効活用できるものは地域の市町村へ施設及び経営権を無償で譲渡することとし、受入れ市町村と協議を行い、可能なものから順次、譲渡することが望ましい。 (3) 県が維持すべき施設であるが、経営方法に改革を要するものは、南楽園、ファミリーパーク、南レクオートキャンプ場、大森山キャンプ場、馬瀬山山頂公園、御荘湾ロープウェイである。 南楽園は、南レク（株）の主たる大規模施設であり県有施設として運営すべきものである。オートキャンプ場は、地域以外からの利用を目的としているため、地元自治体への譲渡は難しいと考えられる。馬瀬公園には、展望タワー、紫電改展示館、こども動物園などがあり、観光客誘致のメイン施設であるため県が管理すべきである。 現状経営を継続することは経済性及び経営の効率性に反しており、長期間に亘り多額の財政投資を行った施設が有効活用されていない。</p> <p>3 人件費について</p>	<p>平成16年度に、取締役2名、常勤監査役1名をプロパー職員から登用した。 今後は、株式会社として利益をあげることのできる体制づくりを進めるため、経営者に民間人を登用することも検討したい。</p> <p>平成18年4月から指定管理者制度に移行する予定であり、併せて、利用料金制度の導入についても検討している。</p> <p>市町村と協議を行い、個々の施設ごとに市町村が受入れ可能かどうか検討を進める。</p> <p>市町村や南レク（株）等と協議を行い、個々の施設ごとに市町村が受入れ可能かどうか検討を進めることとしており、その結果を踏まえて、県が管理する公園については、18年4月から指定管理者制度に移行する。</p>

<p>「西海有料道路」の通行料金徴収業務の従事者に対する徴収手当の支給は取りやめる必要がある。</p> <p>4 外部委託費について</p> <p>(1) 南レク施設の植栽管理業務については、現在の入札結果の不自然さや当社のここ数年の経営成績から考えても、入札制度や委託費のさらなる削減努力を早急に図るべきと思われるにもかかわらず、現状容認の回答があり、積極的な改革意欲・姿勢は感じ取れなかった。</p> <p>これについては、やはり現行の発注方法を見直し、発注地区の集約化による合理化等を検討すべきである。</p> <p>(2) 南楽園内の樋門管理業務については、作業内容の実態を再確認するとともに、金額の積算根拠を明確にして、現状の固定費支払い方式としておくか、実際の作業回数・作業時間に応じて支払う等の変動費方式のいずれにすべきかを検討すべきである。</p>	<p>平成16年度から廃止している。</p> <p>平成16年度分については、発注までの時間がなく見直しが間に合わなかったが、平成17年度分から請負発注の見直しを行うとともに、簡易な業務については、直営で実施すべく、南レク(株)において見直しを行っているので、一層経費削減に取り組むよう、指導する。</p> <p>管理業務は日常の見回り点検が中心であることから、人件費相当分をベースとする固定費支払方式とした。</p> <p>なお、作業内容を確認するため、実績報告書を徴するよう改善した。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>土木部：松山観光港ターミナル株式会社</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>経営者(社長・専務・常務)は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い(概ね65歳年金受給年齢まで)こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>2 外部委託費について</p> <p>当社の県からの委託業務内容は、観光港ターミナルビル施設の維持管理であり、毎年行う業務内容は清掃業務、機器の保守点検業務、警備業務等、定型的業務である。したがって、当社の決算内容に応じて委託料を変動させるよりも、県から当社への委託料は全体維持管理業務を含んだ定額方式とし、今後の指定管理者制度の導入を控え、後は当社の自主運営努力に任せて自主事業の運営やコストダウン方策を採らせることが最終的には県と当社のコストダウン並びに当社のモチベーションアップになるのではないかと考える。</p>	<p>民間人を含め経営能力や専門性の高い人物の登用を検討する。</p> <p>維持管理のコストダウンや同社のモチベーションアップが図られるよう、経営状況及び管理実績等から委託業務の内容を精査し、定額方式を検討する。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>教育委員会事務局：財団法人愛媛県スポーツ振興事業団</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>1 役員等の執行体制について</p> <p>(1) 経営者(社長・専務・常務)は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天下りさせる慣行は早期に廃止すべきである。</p> <p>県OB役員では任期が短い(概ね65歳年金受給年齢まで)こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。</p> <p>事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。</p> <p>ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。</p> <p>(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者(事務局長、事業部門の長)を理事のメンバーに加えると同時に、経営の重要事項を協議する理事会を定期的に開催すべきである。</p>	<p>平成16年度の役員改選において、従来、県教育長が就任していた理事長及び県副出納長が就任していた監事に、それぞれ民間人が就任した。また、現在、役員及び現場責任者の中には、県OBの者もいるが、いずれも豊富な行政経験等による即戦力を有する意欲ある人材と考えている。今後も、県OBにこだわらず、優秀な人材登用に努めたい。</p> <p>従来、本部事務局参事1名が常務理事に就任していたが、平成16年度の役員改選において、新たに愛媛県武道館館長を常務理事に選任し、現在2名が常務理事に就任している。また、理事会は、年2回のほ</p>

また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。

2 人事・給与制度について

企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

3 公益法人会計基準等への準拠性について

収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。

表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

4 基本金（基本財産）の有効性について

多額の基本金（基本財産）を有する3法人（（財）愛媛県スポーツ振興事業団、（財）愛媛県文化振興財団、（財）えひめ女性財団）については、資金を有効活用するために基本財産の流動化が必要である。

基本金（基本財産）の運用益が少なくても法人運営に支障がないことは、基本金（基本財産）が必要ないことを意味しているといえる。したがって、このような有効活用できない資金を放置しておくことには、合理性が認められないと言わざるを得ない。

次の対策により、現在使えない多額の資金が使える資金となり、事業の活性化が期待できるとともに、県の財政負担の削減にも有効と考えられる。

- (a) 寄附行為等を変更して、基本財産の一部を運用財産へ振り替える。すなわち、基本財産を流動化する。
- (b) 事業の見直しを行い、運用財産（資金）の有効活用のために中期計画を立てる。
- (c) 財団の自主事業が可能となる柔軟な組織・体制を作り、財団活用の原点にもどる。

か、必要に応じて開催している。理事は競技団体及びレクリエーション関係団体をはじめ、各界から適切な人材を選任している。理事の人数については、今後、検討したい。

今後、検討したい。

平成16年度決算時から、適切に対応したい。

基本財産を取り崩すことなく自主事業が展開できるようにするため、できる限り基本財産の高利運用に努めるなど、基本財産の有効活用を図るとともに、事業内容を見直して収益の増加を図るなど、財団運営の効率化、活性化を図っている。

監 査 対 象 機 関

教育委員会事務局：財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 役員等の執行体制について

(1) 経営者（社長・専務・常務）は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天引きさせる慣行は早期に廃止すべきである。

県OB役員では任期が短い（概ね65歳年金受給年齢まで）こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。

事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人面から確保する必要がある。

ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者（事務局長、事業部門の長）を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的に開催すべきである。

また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。

2 人事・給与制度について

企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

開発部局の事務事業に詳しく、即戦力となる意欲と能力のある県OB職員は経営能力も期待でき、財団経営の改善や活性化が図られるだけでなく、給与が低く設定されており財団の経費負担も軽減されている。

今後とも、経営者の立場のポストについては、意欲と能力のある県OB職員の登用の継続も含め、財団の健全経営につながる人材配置に努める。

事務局事務の統括者である常勤の参事を常務理事としている。

また、理事会は年2回のほか、必要に応じて開催するとともに、理事には文化財保護審議会委員など適切な人材を選任しており、人数も6名と必要最小限に留めている。今後とも適正な理事会の運営について指導する。

勤労意欲の高揚等を図るため、給与制度の改善、運用は今後の課題であると認識している。

また、プロパー職員に欠員が生じた場合の補充については、中途採用等についても検討する。

3 公益法人会計基準等への準拠性について
 収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。
 表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

4 法人税・消費税の課税・申告状況について
 (財)愛媛県埋蔵文化財調査センターについては、要した費用相当額を委託料として県に請求する、あるいは県から収受した委託料の範囲内で事業を実施するといった収支均衡的な考えのもとに運営されているため、わざわざ利益を出して法人税等を納付する必然性はない。
 実費弁償方式によって損益を発生させないようにして、税金負担を軽減する方法を検討する必要がある。

予算流用は収支計算書に記載しておらず、問題なく処理されている。

同センターの経費は事業費と管理費に分けられており、発掘調査等の経費である事業費の精算は0精算となるが、事務職員の人件費、事務所運営費等に要する管理費(事業費に対し15%)は事業量によって変動するため、当期収支差額が生じる(損益が発生する。)こととなっている。
 今後、当財団の将来的な財務状況を踏まえ、慎重に検討することとしている。

監 査 対 象 機 関

教育委員会事務局：財団法人愛媛県文化振興財団

監 査 の 結 果

措 置 の 内 容

1 役員等の執行体制について
 (1) 経営者(社長・専務・常務)は、民間人を含め経営能力や専門性の高い人物を登用すべきであり、県OBを専務・常務理事に天引きさせる慣行は早期に廃止すべきである。
 県OB役員では任期が短い(概ね65歳年金受給年齢まで)こと及び事業経験が乏しいこと等により、責任感のある積極的な経営が期待できない。
 事務局長を中心とする現場責任者については、民間人又はプロパー職員から登用することにより経営の自主性と積極性を人事面から確保する必要がある。
 ただし、県OBであっても即戦力を有する意欲ある人材については、経営者や現場責任者への登用を検討してよいとは考える。

現在、常務理事に県OBが就任しているが、豊富な行政経験等に基づいた、即戦力を有する意欲ある人材であると考えている。
 今後については、県OBにこだわらず、有用な人材の登用に努めるよう指導している。

(2) 公益法人・社会福祉法人は、現場責任者(事務局長、事業部門の長)を理事のメンバーに加えるとともに、経営の重要事項を協議する理事会を定期的に開催すべきである。
 また、法人の規模に比して理事の人数が多すぎる。理事の人数は必要最少限とし、経営に責任ある発言を期待できる者を選すべきである。

現在、事務局長が常務理事に就任している。理事会は年2回定期的に開催するほか、必要に応じて開催することとしている。理事数は、平成13年の(財)県民文化会館との統合時に両財団合計30人から16人に削減したが、法人の規模に見合う理事数について、さらに検討するよう指導する。また、今後とも、理事の選任、理事会の開催等を適切に行うよう指導する。

2 人事・給与制度について
 企業経営は状況に対応した迅速な決断が必要であり、そのためには公益法人等の給与規程を改正し、年功給与制度から職務・能力給制度への変革により勤労意欲の高揚と経営効率を図るとともに、中途採用など弾力的な職員採用を可能にする必要がある。

財団の設立目的を考慮したうえで、勤労意欲の高揚や経営効率の向上が図られるよう、指摘にある職務・能率給制度も参考としながら、より適切な人事・給与制度のあり方について検討するよう指導する。

3 公益法人会計基準等への準拠性について
 (1) (財)愛媛県文化振興財団の「収益事業会計」の事業内容は出版と芸術公演である。これらは本来の事業であり、一般会計に含めて計上すべきである。
 なお、当該事業は毎年赤字で県からの補助金で補填されており収益事業とは言えない。

出版と芸術公演ともに財団の本来事業であるので、指摘どおり一般会計に含めて処理することとしており、今後も適切な会計処理が行われるよう指導している。

(2) 収支計算書において予算流用による増減を記載しているが適切でない。
 表示の標準様式は公益法人会計基準の様式に示されており、これに準拠して作成すべきである。予算流用は内部処理手続であり収支計算書での表示は不要である。

指摘どおり流用増減の記載は削除し、収支計算書を公益法人会計基準の様式に準拠して作成するよう指導している。

4 有効利用されていない施設について
 県民文化会館(財)愛媛県文化振興財団管理)の特別会議室(国際会議場)については、平成14年度の利用回数は8回と利用率は低い。国際会議に限定しない利用方法の検討、利用料金体系の見直し等で利用率向上を図る必要がある。

利用料金を見直し、国際会議以外の利用の場合の料金を新たに設定した。今後、一層PRに努め、利用率の向上を図ることとしている。

5 基本金（基本財産）の有効性について

多額の基本金（基本財産）を有する3法人（（財）愛媛県スポーツ振興事業団、（財）愛媛県文化振興財団、（財）えひめ女性財団）については、資金を有効活用するために基本財産の流動化が必要である。

基本金（基本財産）の運用益が少なくても法人運営に支障がないことは、基本金（基本財産）が必要ないことを意味しているといえる。したがって、このような有効活用できない資金を放置しておくことには、合理性が認められないと言わざるを得ない。

次の対策により、現在使えない多額の資金が使える資金となり、事業の活性化が期待できるとともに、県の財政負担の削減にも有効と考えられる。

- (a) 寄附行為等を変更して、基本財産の一部を運用財産へ振り替える。すなわち、基本財産を流動化する。
- (b) 事業の見直しを行い、運用財産（資金）の有効活用のために中期計画を立てる。
- (c) 財団の自主事業が可能となる柔軟な組織・体制を作り、財団活用 の原点にもどる。

6 外部委託費について

県民文化会館清掃業務については、財団側で清掃業務の予定価格の積算根拠として、開館当初に策定した積算基礎に基づき「清掃業務経費算定」を策定し予定価格の根拠としているが、策定当時と現在では各種の前提条件等が変化してきており、その内容の見直しが必要になっているとの説明を受けた。現状に合った見直しを行い、その結果に基づいた予定価格の積算が必要である。

7 備品管理の状況について

今後の適切な物品管理（現物実査や管理簿との照合等）の改善が必要である。

（財）愛媛県文化振興財団は、現在、多額の運用財産〔15年度末：約2億7千万円〕を保有しているため、当面はその有効活用を図ることとしている。そのため、財団運営の改善方策を策定し、それに沿って事業の活性化等運営改善を進めるよう指導している。

基本財産の流動化については、既存の運用財産を使用した後、その必要性を検討することとしたい。

財団においては、予定価格の算出方法を見直し、現在の客観的な積算基礎に基づき適正な予定価格を設定するよう改めた。県としては、今後も適切に実施されるよう指導を行う。

財団においては、現物と台帳の照合を十分に行い、適切に管理するよう改善しており、県においても、適切に物品管理を行うよう指導している。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会第1号

指定講習機関から次のとおり名称、住所、代表者の氏名並びに特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年1月14日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

名 称	届出事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
東予自動車学校	名称及び特定講習の業務を行う事務所の名称	東予自動車学校	四国中央自動車学校	平成17年1月1日
壬生川自動車教習所	同 上	壬生川自動車教習所	西条ドライビングスクール	平成16年11月1日
大洲自動車教習所	代表者の氏名	永井水澄	永井通康	平成16年8月31日
交安ドライビングスクール	同 上	同 上	同 上	同 上
南宇和自動車教習所	住所及び特定講習の業務を行う事務所の所在地	南宇和郡愛南町御荘平城2959番地	南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2	平成16年11月8日

○愛媛県公安委員会第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者から次のとおり名称、住所、代表者の氏名及び運転免許取得者教育に使用する施設の名称の変更の届出があったので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年1月14日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

名 称	届出事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
東予自動車学校	名称及び運転免許取得者教育に使用する施設の名称	東予自動車学校	四国中央自動車学校	平成17年1月1日
壬生川自動車教習所	同 上	壬生川自動車教習所	西条ドライビングスクール	平成16年11月1日
大洲自動車教習所	代表者の氏名	永井水澄	永井通康	平成16年8月31日
交安ドライビングスクール	同 上	同 上	同 上	同 上
南宇和自動車教習所	住 所	南宇和郡愛南町御荘平城2959番地	南宇和郡愛南町御荘平城2982番地2	平成16年11月8日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
渡辺和豊後援会	渡 邊 健太郎	石 川 裕 介	四国中央市中曾根町1712 - 1	平成16年10月6日	
白石たかお後援会	桑 原 友三郎	安 永 健 治	今治市高橋甲283 - 4	平成16年10月8日	
鈴木邦雄後援会	鈴 木 邦 雄	石 川 勉	四国中央市新宮町上山8196	平成16年10月14日	
畑中芳久後援会	上 野 守	宮 本 一 弘	西宇和郡伊方町仁田之浜1092	平成16年10月15日	
矢野雄嗣後援会	毛 利 公 尊	藤 田 毅	越智郡吉海町八幡117	平成16年10月19日	
自由民主党愛媛県越智郡第一支部	菅 良 二	小笠原 和 也	越智郡大三島町宮浦5714 - 3	平成16年10月21日	政党の支部
元気新居浜をつくる会	小 野 晋 也	藤 田 統 惟	新居浜市一宮町1 - 12 - 47	平成16年10月29日	
村上たいぞう後援会	村 上 良 治	安 部 秀 造	越智郡伯方町木浦甲3458 - 5	平成16年11月2日	
森きょうすけ後援会	小 林 宗三郎	森 克 彦	越智郡波方町樋口甲1228	平成16年11月5日	
岡武男後援会	金 谷 透	佐々木 聡 子	北宇和郡松野町松丸467	平成16年11月5日	
阪本壽明後援会	山 下 恵太郎	大 谷 日出夫	北宇和郡松野町奥野川965	平成16年11月8日	
早田ひさし後援会	篠 崎 弘 行	吉 田 久	伊予市下吾川927 - 3	平成16年11月9日	
まん中に市民のいる会	依 光 幹 夫	三 田 美 穂	今治市桜井1 - 10 - 27	平成16年11月9日	
田中たけしげ後援会	片 山 義 嗣	田 中 加代子	越智郡関前村岡村甲663 - 2	平成16年11月15日	
渡部豊後援会	渡 部 豊	渡 部 容 子	今治市立花町1 - 5 - 3	平成16年11月15日	
谷口芳史後援会	谷 口 芳 史	谷 口 恵理香	越智郡波方町波方甲1933 - 22	平成16年11月15日	
堀田順人後援会	小笠原 和 也	堀 田 知 秋	越智郡大三島町宮浦5614	平成16年11月17日	
竹田祥一後援会	池 田 公 明	村 上 俊 介	松山市余戸中6 - 4 - 30	平成16年11月22日	
土居尚行後援会	土 居 尚 行	土 居 美 幸	南宇和郡愛南町広見2234	平成16年11月26日	
越智文夫後援会	越 智 文 夫	越 智 清 子	越智郡玉川町別所甲248 - 1	平成16年11月26日	
大森たかお後援会	稲 積 徇 薫	佐々木 亨	大洲市中村621 - 23	平成16年11月29日	
青野久美後援会	曾 我 守	青 野 邦 雄	西条市小松町妙口甲1485	平成16年12月8日	
池内ゆきこ後援会	谷 口 豪 臣	池 内 研 二	西条市小松町南川甲236 - 1	平成16年12月10日	

平田秀夫後援会	矢野 忠	平田 浩	越智郡波方町波方甲2264 - 19	平成16年12月13日	
近藤完治後援会	近藤 完治	小池 陸雄	越智郡大西町山之内甲1344	平成16年12月13日	
石井正人後援会	矢野 佳則	村瀬 康志	越智郡大西町大井浜17	平成16年12月14日	
池田昭二後援会	池田 義美	池田 美代子	越智郡玉川町小鴨部甲88 - 10	平成16年12月15日	
堀江幸二後援会	藤井 秀男	堀江 武司	西条市小松町新屋敷甲1886	平成16年12月16日	
近藤栄一を育てる会	藤田 悦男	藤原 誠	今治市宅間甲1950	平成16年12月17日	
城戸まさのり後援会	池田 幸徳	矢野 清二	大洲市平野町野田458 - 1	平成16年12月17日	
畑田藤志郎後援会	畑田 芳馬	松岡 国男	南宇和郡愛南町城辺甲4801	平成16年12月21日	
山口修児後援会	太田 雅夫	岩井 義晴	南宇和郡愛南町一本松3576	平成16年12月24日	
こだま千春後援会	越智 理雄	曾我部 順一	西条市小松町大頭甲352 - 2	平成16年12月24日	
植田勝博後援会	山本 征洋	植田 よし子	今治市東門町1 - 5 - 17 901号室	平成16年12月24日	
増元久男後援会	増元 久男	増元 瑞江	南宇和郡愛南町柏崎424	平成16年12月27日	
今治に新しい潮流をつくる会	越智 浩	菊川 厚	今治市南高下町2 - 2 - 67	平成16年12月28日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
坂本隆重後援会	会計責任者	三好 稔子	竹口 修武	平成16年10月4日	
翔友会	政治団体の名称	翔友会	今治翔友会	平成16年10月6日	
自由民主党宇和町支部	主たる事務所の所在地	西予市宇和町卯之町1 - 170 - 12	西予市宇和町伊賀上1215	平成16年10月8日	政党の支部
	代表者	松山 清	是澤 重憲		
	会計責任者	宇都宮 明宏	河野 作生		
白石たかお後援会	代表者	白石 哲朗	桑原 友三郎	平成16年10月13日	
鈴木邦雄後援会	会計責任者	田鍋 茂	石川 勉	平成16年10月19日	
高取武則後援会	代表者	林 哮	高取 龍三郎	平成16年10月21日	
	会計責任者	矢野 久志	高取 要一		
中元清吉後援会	代表者	松下 鶴行	篠川 英一	平成16年10月21日	

民主党愛媛県第2区総支部	代 表 者	齋 藤 政 光	成 見 憲 治	平成16年10月22日	政党の支部
西予市を共に育てる会	主たる事務所の所在地	西予市野村町野村12 - 44	西予市野村町野村12 - 753 - 4	平成16年10月27日	
大塚功後援会	主たる事務所の所在地	西予市野村町野村12 - 44	西予市野村町野村12 - 753 - 4	平成16年10月27日	
星川のぶあき後援会	主たる事務所の所在地	四国中央市金生町下分97 - 4	四国中央市金生町下分86 - 7	平成16年11月 2 日	
出たい人より出したい人を出す会	主たる事務所の所在地	新居浜市西喜光地町 9 - 36	新居浜市西喜光地町 8 - 1	平成16年11月 5 日	
関本良夫後援会	代 表 者	関 本 昭 二	山 田 将 征	平成16年11月 8 日	
	会 計 責 任 者	関 本 完 二	関 本 豊		
木下ひさゆき後援会	代 表 者	団 上 宮 雄	村 上 清 章	平成16年11月 8 日	
高須賀功後援会	主たる事務所の所在地	東温市志津川630	東温市田窪字水木1887 - 1	平成16年11月 9 日	
自由民主党新宮支部	会 計 責 任 者	石 川 斐 一	石 川 勉	平成16年11月11日	政党の支部
自由民主党今治支部	代 表 者	木 村 文 広	山 本 順 三	平成16年11月22日	政党の支部
久保幸造後援会	主たる事務所の所在地	宇和島市高串 2 - 1023 - 1	宇和島市高串 1 - 491	平成16年11月24日	
	代 表 者	柿木山 達 美	三 瀬 健		
	会 計 責 任 者	久 保 謙 治	若 松 照 長		
真鍋てるみを推薦する会	代 表 者	阿 部 悦 子	真 鍋 正 義	平成16年11月26日	
	会 計 責 任 者	真 鍋 正 義	真 鍋 てるみ		
岩城ひろとし後援会(博愛会)	代 表 者	岩 城 芳	中 路 義 定	平成16年12月 1 日	
山本敏孝後援会	代 表 者	小 浜 次 男	増 田 隆 信	平成16年12月 3 日	
田中たけしげ後援会	主たる事務所の所在地	今治市共栄町 1 - 3 - 4	越智郡関前村岡村甲663 - 2	平成16年12月 6 日	
きむら文広後援会	代 表 者	結 田 静 夫	大 西 則 夫	平成16年12月 7 日	
公明党南予北総支部	主たる事務所の所在地	西宇和郡保内町川之石 4 - 1	八幡浜市穴井 3 - 604	平成16年12月16日	政党の支部
	代 表 者	清 水 正 治	松 本 米 雄		
愛媛県商工連盟連合会	代 表 者	大 亀 孝 裕	新 津 昌 雄	平成16年12月21日	
愛媛県商工連盟連合会 松山支部	代 表 者	大 亀 孝 裕	山 本 功	平成16年12月22日	
	会 計 責 任 者	田 中 忠	高須賀 功		
日本共産党愛媛県委員会	会 計 責 任 者	小 倉 誠一郎	谷 田 慶 子	平成16年12月24日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の

規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
民主党愛媛県参議院選挙区第1総支部	齋藤政光	平成16年9月28日
星加ひろあき後援会	星加宏晃	平成16年10月27日
大島慶久愛媛県後援会	須之内 淳 二	平成16年9月30日
笹井ひろふみ愛媛県後援会	須之内 淳 二	平成16年9月30日
石川克巳後援会	熊野 一 誠	平成16年10月28日
門田秀夫後援会	山岡光盛	平成16年10月31日
のおの知恵子愛媛県後援会	杉本富恵	平成16年10月8日
松本米雄後援会	松本米雄	平成16年10月18日
垣鍔安英後援会	垣鍔安英	平成16年11月7日
鈴木義男後援会	鈴木義男	平成16年11月7日
愛媛県こにし恵一郎薬剤師後援会	森 雅 明	平成16年11月2日
和田はるき後援会	和田正澄	平成16年10月31日
佐伯文夫後援会	佐伯文夫	平成16年11月7日
木下ひさゆき後援会	団上宮雄	平成16年10月31日

宇都宮清美後援会	萩森 健	平成16年10月31日
山本みつお後援会	兵頭 要	平成16年10月25日
細川秀明後援会	西山弘敏	平成16年11月22日
近藤栄一後援会	近藤 恵	平成16年11月30日
ひさし後援会	長田常德	平成16年12月16日
住みよい四国中央市をつくる会	谷野貞夫	平成16年12月18日
石津隆敏を励ます会	石津隆敏	平成16年12月18日
石津隆敏後援会	尾藤正義	平成16年12月18日
篠崎弘行後援会	篠崎 槌 数	平成16年12月18日
税理士による野間赳後援会	加地 尚	平成16年11月30日
村上哲司後援会	塩見和民	平成16年11月21日
曾根貞義後援会	東海林 亀一朗	平成16年8月20日
曾根貞義を育てる会	曾根貞義	平成16年8月20日
植田勝博を支える会	白石美智子	平成16年12月15日
丸山栄一後援会	木下 力	平成16年8月12日
自由民主党愛媛県参議院選挙区第一支部	野間 赳	平成16年12月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成17年1月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
白石哲朗	今治市長	白石たかお後援会	今治市高橋甲283 - 4	白石哲朗	平成16年10月13日
渡部 豊	今治市議会議員	渡部豊後援会	今治市立花町1 - 5 - 3	渡部 豊	平成16年11月15日
谷口芳史	波方町議会議員	谷口芳史後援会	越智郡波方町波方甲1933 - 22	谷口芳史	平成16年11月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体から届出事項の異動の届出があった。

平成17年1月14日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

資金管理団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
翔友会	公 職 の 種 類	参議院議員	愛媛県議会議員	平成16年10月 6 日	
	資金管理団体の名称	翔友会	今治翔友会		

○愛媛県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第19条第 3 項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定の取消し等の届出があった。

平成17年 1月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
松 本 米 雄	八幡浜市議会議員	松本米雄後援会	八幡浜市穴井 3 - 604	松 本 米 雄	平成16年11月 9 日
垣 鍔 安 英	四国中央市議会議員	垣鍔安英後援会	四国中央市中曾根町2022 - 3	垣 鍔 安 英	平成16年11月 9 日
鈴 木 義 男	四国中央市議会議員	鈴木義男後援会	四国中央市土居町野田甲899	鈴 木 義 男	平成16年11月 9 日
佐 伯 文 夫	川内町議会議員	佐伯文夫後援会	東温市則之内甲879	佐 伯 文 夫	平成16年11月11日
石 津 隆 敏	川之江市長	石津隆敏を励ます会	四国中央市川之江町長須222 - 2	石 津 隆 敏	平成16年12月20日
曾 根 貞 義	津島町長	曾根貞義を育てる会	北宇和郡津島町上畑地甲604	曾 根 貞 義	平成16年12月22日

雑 報

○公 告

平成16年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により愛媛県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

平成17年 1月14日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号
7510009	7510091	7510313	7510542

7510010	7510097	7510314	7510545
7510015	7510123	7510383	7510637
7510030	7510178	7510451	7510638
7510042	7510227	7510452	7510645
7510049	7510232	7510459	7510762
7510056	7510244	7510505	
7510070	7510266	7510521	

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示について

消防法（昭和23年法律第 186 号）第13条の 5 第 1 項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

平成17年 1月14日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 池 田 春 雄

- 1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
前 期	平成17年 6月19日(日) 開始時間 10時	4月11日(月)から 4月22日(金)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8時30分～17時	郵送又は持参
後 期	平成17年 11月20日(日) 開始時間 10時	9月15日(木)から 10月4日(火)まで 必 着		

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地	摘 要
甲種・乙種第1類 ～第6類・丙種 危険物取扱者試験	新居浜工業高等学校 松山工業高等学校 八幡浜工業高等学校	新居浜市北新町8-1 松山市真砂町1 八幡浜市古町2-3-1	試験会場については、 人数等の関係により、他 の場所に変更することが あります。
乙種第4類(科目 免除なし)・丙種 危険物取扱者試験	東予高等学校 今治工業高等学校 吉田高等学校	西条市周布650 今治市河南町1-1-36 北宇和郡吉田町北小路甲10	

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示について

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

平成17年 1月14日

財団法人 消防試験研究センター
理事長 池 田 春 雄

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

試 験 日	受 付 期 間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
平成17年 8月21日(日) 開始時間 9時	6月28日(火)から 7月11日(月)まで 必 着	(財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 0003 松山市三番町4-10-1 愛媛県三番町ビル1階 電話 089 932 8808 受付時間 8時30分～17時	郵送又は持参

2 試験の種類別試験会場及び所在地

試験の種類	試 験 会 場	所 在 地
甲種特種・第1類～第5 類・乙種第1類～第7類 消防設備士試験	愛媛県立松山工業高等学校	松山市真砂町1

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (1) (財)消防試験研究センター 愛媛県支部
- (2) 愛媛県県民環境部管理局消防防災安全課
- (3) 愛媛県各地方局県民生活課
- (4) 松山市消防局及び各市町・地区消防本部

任 免 辞 令

○任免辞令

12月31日

愛媛県事務吏員 岡 田 博 明

願により本職を免ずる

○公営企業任免辞令

12月17日

愛媛県技術吏員 山 田 源 嗣

死亡

○公営企業任免辞令

12月31日

愛媛県技術吏員 緑 川 和 重

同 三 好 英 昭

同 西 山 初 栄

同 吉 本 洋 美

同 樋 口 直 美

同 檜 垣 勝 彦

願により本職を免ずる（各通）

○公営企業任免辞令

1月1日

新 居 大

愛媛県技術吏員に任命する

医療職（一）2級を命ずる

県立新居浜病院整形外科副医長を命ずる